

国分寺市

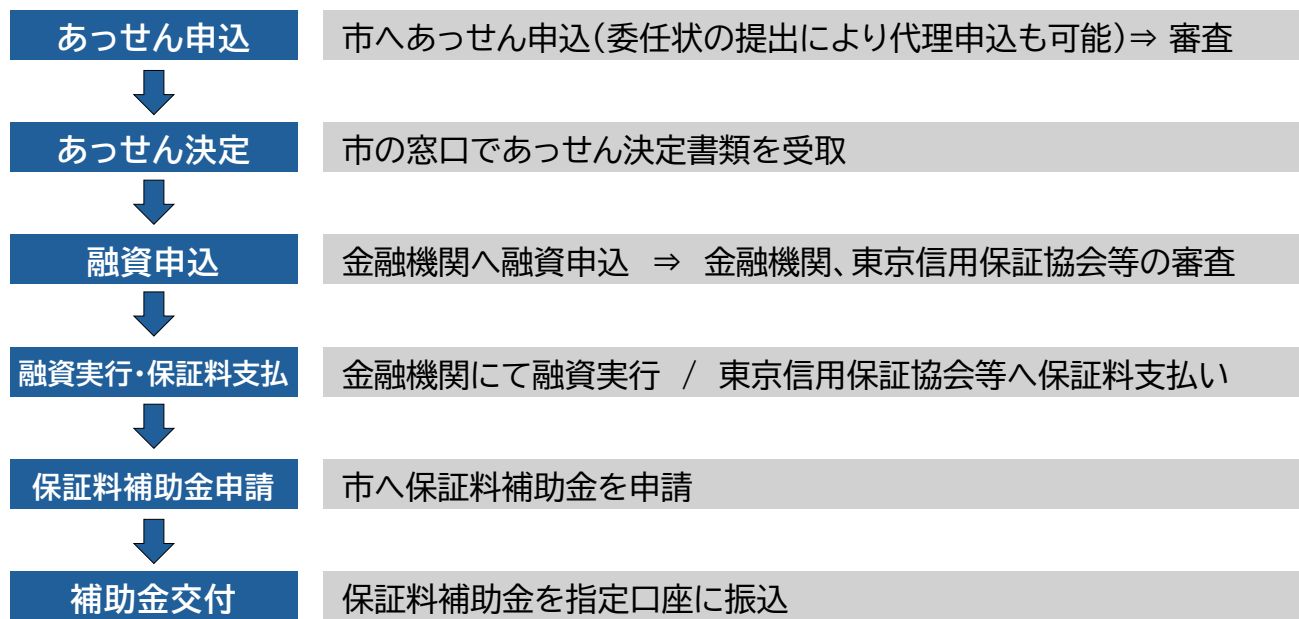
小口事業資金融資（小口零細）あっせん制度のご案内

この制度は、市内の事業者の方の事業育成と振興を図るために、必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう設けられた低利の事業資金融資あっせん制度です。

市と契約している取扱特定金融機関に融資のあっせんを行い、融資の実行後は利息の一部を市が負担（利子補給）し、東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会※にお支払いになる信用保証料の2分の1（創業資金の場合は全額）を申請により補助します。



お申込みの流れ



Check! ご確認ください

- ◆ お申込みから融資実行まで1か月程度、場合によりそれ以上の期間を要しますので、市へのお申込み前に、取扱特定金融機関にご相談いただくことをお勧めします。
- ◆ 金融機関で融資が実行されるまで、借入用途に記載した資金を支払い先に支払うことはできません。
- ◆ 市のあっせん決定後、金融機関・保証協会等の審査により却下または減額になる場合があります。

※ 東京信用保証協会は信用保証協会法、東京都農業信用基金協会は農業信用保証保険法に基づく公的機関です。

-お申し込み・お問い合わせ-

国分寺市役所 市民部 経済課 経済振興係（市役所1階）

窓口受付時間 平日9時～12時 13時～17時

電話 042-312-8613



◆各種案内・申請書は国分寺市のホームページ（ページ番号 1002836）にも掲載しています。
<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/business/keizai/1011791/1002836.html>

資金の種類

運転資金

→ 経営上必要な商品・原材料の仕入れ、買掛金の決済、給与支払い等のために要する資金

設備資金

→ 経営上必要な事業所の増改築、設備の設置、機械類の購入等のために要する資金

創業資金

→ 創業前または創業後1年未満に要する運転、設備資金

※生活資金、借換資金、納税資金は対象となりません。

※創業資金は新たに事業を始める方が対象です。すでに事業を行っている方による法人成りや別事業の立ち上げなどは対象となりません。運転・設備資金でお申込みください。



申込要件

運転資金	<ul style="list-style-type: none">市内または隣接市※に1年以上お住まいで、国分寺市内で同一事業を1年以上営んでいることまたは、市内に1年以上お住まいで、隣接市※で同一事業を1年以上営んでいること
設備資金	<ul style="list-style-type: none">市内または隣接市※に1年以上お住まいで、国分寺市内で同一事業を1年以上営んでいること
創業資金	<ul style="list-style-type: none">市内で事業を営む予定または開業後1年未満であること
運転・設備・創業資金共通	<ul style="list-style-type: none">従業員20人以下（商業・サービス業は10人以下）であること東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証が得られること市税を完納していること現在この制度または他市の類似融資制度を利用していないこと（現在返済中の方は、完済後に再度利用可能）

※隣接市とは、立川市、府中市、小金井市、小平市、国立市です。

◆ 上記の申込要件に加え、以下の要件を満たしている方は、「小口零細企業保証制度」の対象となるため、信用保証協会の100%保証が受けられます。

- ・従業員数が、製造業などは20人以下、商業・サービス業は5人以下であること
- ・この融資を含めた全国の保証協会の保証付融資の残高が、2,000万円以下であること

申込資金限度額

運転資金



500万円

設備資金



600万円

運転・設備併用



700万円

(ただし、それぞれの限度額内)

創業資金



500万円

(ただし、創業前は500万円を上限とした自己資金が限度額)

利率

全体利率 1.975%

内訳：ご本人負担=0.2% 市負担=1.775% (市より金融機関に直接支払い)

返済期間

申込金額200万円まで	36ヶ月以内	どちらも据置期間として2ヶ月まで延長可
申込金額200万円を超えるもの	72ヶ月以内	

信用保証料補助

運転または設備資金をご利用の方は、信用保証協会等にお支払いになる信用保証料の2分の1を申請により補助します。

創業資金をご利用の方は、信用保証料の全額を補助します。

ご注意いただくこと

- ◆ 融資実行後に氏名、住所、代表者、返済期間等の変更や、事業の廃止等の重要な異動があった場合は直ちに市にお知らせください。
申込要件を満たさなくなるような変更の場合、あっせんの取消し、利子補給の終了や返還等が生じる場合があります。
- ◆ 市が負担する利子や保証料に要する予算が上限に達した場合、新規のあっせん申込の受付を休止する場合があります。



特定金融機関名	支店名	住 所	電話番号
多摩信用金庫	国分寺	本町3-11-12	321-4141
	西国分寺	泉町3-17-10	326-1511
	国分寺南口	南町3-19-8	322-9111
	恋ヶ窪	泉町3-17-10 (西国分寺支店内)	326-1511
	栄町	立川市栄町2-66-1	536-9711
	国立	国立市東1-4-15 国立KTビル	574-1111
きらぼし銀行	西国分寺	府中市寿町1-1	335-3136
	小平	立川市曙町2-7-16 鈴春ビル2階 (多摩支社内)	522-7104
山梨中央銀行	国分寺	西恋ヶ窪1-36-34	324-3750
西武信用金庫	西国分寺	日吉町3-24-40	575-5811
みずほ銀行	小金井	小金井市本町5-13-3	381-0220
	国分寺	南町3-17-3	324-2211
三菱UFJ銀行	国分寺駅前	本町3-10-20	321-0345
三井住友銀行	国分寺	立川市曙町2-6-11 (立川支店内)	522-2151
青梅信用金庫	小平	小平市美園町1-15-1	345-3411
大東京信用組合	立川	立川市高松町2-11-24	524-6681
	府中	府中市宮町1-33-11	363-7511
東京むさし農業協同組合	国分寺	東恋ヶ窪4-23-8	324-2111

提出書類

運転・設備・創業共通				設備(創業資金の設備も含む)			創業
融資 申込書	※ ¹ 住民票 (原本)	(原本)※ ² 市税完納証明書	委任状※ ³	見積書※ ⁴	カタログ※ ⁴	図面※ ⁴	事業計画書
●	●	●	(●)	●	●	●	●

- ※1 住民票は本籍続柄あり、世帯全部です。
- ※2 市外在住の方は、在住市の市税完納証明書または納税証明書をご用意ください。
納税証明書の場合、納期到来分について未納がないことがわかるものをご提出ください。
非課税の場合は、非課税証明書をご提出ください。
- ※3 代理申込(金融機関による代理も含む)の場合は委任状(市様式)が必要です。
代理人は本人を確認できる書類(運転免許証、社員証等)をお持ちください。
- ※4 設備資金(創業資金の設備も含む)は、見積書及び、物品購入の場合はカタログ、工事を伴う
改修等の場合は工事個所がわかる立面図や平面図を添付してください(コピー可)。



- ◆ 申込には、実印を使用してください。
- ◆ 添付書類は、3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。
- ◆ お申込みの内容によっては、別途書類が必要となる場合があります。